

平成15年4月3日

日本建築仕上材工業会
会長 岩崎大二郎

ホルムアルデヒド放散等級自主表示制度の開始について

前 略

平素は、当工業会の活動にご協力、ご尽力を賜り、誠に厚く御礼申し上げます。

さて、平成15年7月1日から改正建築基準法が施行され、居室への内装材の適用が制限されます。これに伴い当工業会では、下記要領にてホルムアルデヒド放散等級自主表示制度を平成15年4月3日から開始することとしました。

記

1. 申請費用（規定第6条関連）及び更新費用（規定第14条関連）

- (1) 会員、非会員を問わず 主 材： 1商品あたり 5,000円
上塗材： 1商品あたり 1,000円
下塗材： 1商品あたり 1,000円

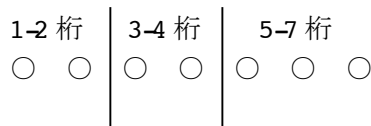
(2) 更新費用は、製品の組成が変更された場合に適用し3年毎の確認審査には適用しません。

2. 3年毎の確認審査（規定第10条関連）

- (1) 表示登録書の発行日から3年に至る前に、工業会から製品の組成に変更がないかアンケート調査を実施し、変更がなければ登録を継続します。変更があれば更新となります。
- (2) 確認審査完了後、「ホルムアルデヒド放散等級表示登録書」を再交付します。

3. 登録番号（規定第11条関連）

- (1) 7桁の算用数字とします。
- (2) 登録番号の決め方



1-2桁：登録西暦年の下2桁

3-4桁：登録月の2桁

5-7桁：通し番号

例) 2003年4月に登録された場合

0304001から0304999まで

4. 審査（規定第7条、8条、9条関連）

平成15年度および16年度の審査委員は、理事から指名された理事会社の社員で構成します。

5. 審査委員会の開催予定

平成15年4月および5月の審査委員会開催日は、次のとおりです。審査委員会開催日以前に申請された書類をもとに審査が行われますので、申請の参考にしてください。

【審査委員会開催日】

4月21日（月） 13時～

5月 7日（水） 13時～

5月28日（水） 13時～

6. ホームページ掲載料

F☆☆☆☆マーク表示製品名、会社名、塗材の種類についてホームページに掲載しますが、非会員のホームページ使用料は年間100,000円です。